

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた 施設の使用禁止について（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市では茨城県独自の緊急事態宣言が発令された期間について、子育て支援センターを休止いたします。

利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

※電話相談については、引き続き実施します。

桜川市 福祉事務所長

該当施設

- ◆桜川市子育て支援センター岩瀬
- ◆桜川市子育て支援センター真壁

期間

令和3年1月18日から令和3年2月7日まで
(但し緊急事態宣言が延長された場合は、解除となるまで)